

兵高教組

調査情報

2012年6月19日

5号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

期末勤勉手当 6月29日支給 期末手当1.225月、勤勉手当標準0.66月

昨年度県人事委員会は、一時金について、「民間の支給割合 3.97 月分は、職員の年間支給月数 3.95 月分と概ね均衡していることから改定は行わない」とする勧告を出し、県教委はこの勧告の通り、支給月数の改定を行いませんでした。年間支給月数が4月を下回るのは、1963年以来の低水準です。

2012年度 一時金支給月数

再任用以外	支給月	期末	勤勉	計	年間
	6月	1.225	0.675	1.90	3.95
	12月	1.375	0.675	2.05	

勤勉手当支給割合

勤勉手当0.675月は、原資平均の月数です。

勤務成績 良好(標準)	勤務成績 優秀	勤務成績 特に優秀
0.660	0.725	0.789

再任用	支給月	期末	勤勉	計	年間
	6月	0.65	0.325	0.975	2.10
	12月	0.80	0.325	1.125	

再任用職員の勤勉手当は標準のみで、支給月数は0.325月です。

職場を壊す成果主義賃金の導入をやめよ

一般職員の6月勤勉手当0.675月のうち、0.015月は勤務評価による査定支給の原資になっており、勤務成績良好(標準)は $0.675 - 0.015 = 0.660$ 月 となります。勤務成績優秀は約 10% の加算となります。

県教委は、昨年度「文科大臣表彰・県教育長表彰者」そして今年度は高教組の反対にもかかわらず「その他、県教育長が特に功績のあったと認める者」を勤務成績優秀者にし、その対象を拡大しています。

高教組は、民間ですでに破綻が明らかになり、しかも職場の同僚性を破壊する成果主義賃金に強く反対します。(なお、勤務成績優秀適用者については分会長・本部にお問い合わせ下さい)

「空白の一日」による不利益は許せない

常勤講師は、前年度から事実上継続任用となっている場合でも、「空白の一日」によって6月1日(基準日)までの6ヶ月間は在職期間6ヶ月未満となり、期末手当が満額支給されません。(勤務期間5箇月以上6ヶ月未満で満額の80%支給) 高教組は、「空白の一日」によって常勤講師が被る不利益を解消するよう要求しています。

6月一時金の支給額 (6月1日現在で在職期間6箇月の、再任用以外の職員の場合)

期末手当 = { 給 + 扶 + 地扶 + (給 + 地) × 職務加算率 } × 1.225

勤勉手当 = { 給 + 地 + (給 + 地) × 職務加算率 } × 0.660(標準) 優秀は × 0.725

給：給料(調整額) 扶：扶養手当

地扶：扶養手当を算定基礎に含む地域手当... (給 + 扶) × 8%・5%・3%

地：扶養手当を算定基礎に含まない地域手当... 給 × 8%・5%・3%

職務加算率：

4% ... 教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・行政職4~6級、技労職87号給以上

6% ... 教育職2級140号給以上・行政職7級 など

(臨時的任用職員を除く。職務加算率は、「行革」措置によって切り下げられています。)

また、職務加算率は経過措置中です。)